

新型コロナウイルス感染症の出席停止期間について

★陽性者の出席停止期間

「発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで」

*発症した後5日間は自宅で療養します。(発症日は0日目)

*5日目に症状が軽快した場合は、後1日を経過するまでは、自宅で療養します。

*新型コロナウイルス感染症の出席停止期間は、最短6日間です。

*症状軽快とは、解熱剤を使用せずに解熱しており、呼吸器症状が改善傾向にある場合をいいます。

*当初は無症状であったが、療養中に症状が出た場合は、症状が出た日を発症日とし、「症状有り」の基準にそって療養します。登校前に必ず学校へ連絡をお願いします。



登校基準		0日目	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目	8日目
陽性者	〈例1〉 症状有り	発症 0日目	発症 1日目	発症 2日目	発症 3日目	発症 4日目 症状軽快	発症 5日目 症状軽快 持続	登校可		
	〈例2〉 症状有り	発症 0日目	発症 1日目	発症 2日目	発症 3日目	発症 4日目	発症 5日目 症状軽快	発症 6日目 症状軽快 持続	登校可	
	〈例3〉 症状有り	発症 0日目	発症 1日目	発症 2日目	発症 3日目	発症 4日目	発症 5日目	発症 6日目 症状軽快	発症 7日目 症状軽快 持続	登校可
	症状なし	検体 採取日	無症状					登校可		

★濃厚接触者としての特定は行われないこととなり、従前であれば濃厚接触者として特定されていた者についても今後は、行動制限及びその協力要請は行われないこと等を踏まえ、

・同居している家族が新型コロナウイルス感染症に感染した児童生徒等であっても、新型コロナウイルス感染症の感染が確認されていない者については、直ちに出席停止の対象とはなりません。

★保護者から感染が不安で休ませたいと相談があった児童生徒について、同居家族に高齢者や基礎疾患がある者がいるなどの事情があって、他に手段がない場合など、合理的な理由があると校長が判断する場合には、「出席停止」となります。

インフルエンザ出席停止期間について

★発症した後5日を経過し、かつ解熱した後2日を経過するまで★

*この条件は、発症した日を含めて最低6日間の出席停止が必要という事になります。それに加えて、解熱した日によって、出席停止期間が延長されていきます。

登校基準	発症日	発症後							
	0日目	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目	8日目
〈例1〉 発症後3日目に 解熱した場合	発熱	発熱	発熱	解熱	解熱後 1日目 2日目		登校可		
出席停止									
〈例2〉 発症後4日目に 解熱した場合	発熱	発熱	発熱	発熱	解熱	解熱後 1日目 2日目		登校可	
出席停止									

*解熱後、2日後の翌日から登校可能なので、解熱日によって登校する日は、準じ延期されていきます。